

## てん菜振興基金に係る業務方法書

平成 25 年 3 月 22 日  
社団法人北海道てん菜協会

### (目的)

第1条 この業務方法書は、社団法人北海道てん菜協会(以下「協会」という。)が行うさとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、甘味資源作物等生産振興緊急対策事業実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2827号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)及びさとうきび等安定生産体制緊急確立事業補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2829号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その業務の公共的重要性に鑑み、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を能率的に運営するものとする。

### (基金の造成)

第3条 協会は、実施要綱第5に定められたてん菜振興基金(以下「基金」という。)を国からの補助金により造成するものとする。

2 協会は、交付要綱第5に基づき、基金の原資となる補助金について農林水産大臣に対して交付申請を行い、当該交付申請に係る補助金の交付を受けるものとする。

### (基金の管理方法及び用途)

第4条 協会は、基金に係る経理について、実施要綱第2の1の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに勘定を設け、他の業務に係る経理と区分して整理するものとする。

2 協会は、基金を実施要綱第2に掲げる事業以外の用途に使用してはならない。ただし、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)の承認を得て、実施要綱第2に掲げる事業の実施に係る事務に要する経費に充てることができる。

3 協会は、基金を金融機関への貯金等元本が保証された方法により運用するものとする。

4 協会は、基金を他の業務に係る資金と区分して経理するため、基金専用の口座を開設し、国からの補助金及び次条に基づき基金に繰り入れられた金額を積立として管理するものとする。

5 協会は、第7条に基づき交付決定を行った助成金の交付及び経費の支出を基金から行う場合には、前項における口座から必要な額を取り崩し、これを行うものとする。

### (果実の取扱い)

第5条 協会は、基金の運用に伴い生ずる収入を、基金に繰り入れるものとする。

(業務の内容)

第6条 協会は、実施要綱別表に掲げる事業実施主体(以下「事業主体」という。)に対し、同表に掲げる補助率の範囲内で、事業主体が自ら行う事業又は事業主体が企画し実施する事業に参加する者(以下「事業参加者」という。)に助成する場合に必要な経費に対し助成するものとする。

(助成金の交付決定手続)

第7条 協会は、事業主体から実施要綱第2に掲げる事業に係る事業実施計画(以下「実施計画」という。)の承認申請があった場合には、あらかじめ生産局長と協議の上、適当と認められるときは、速やかに実施計画の承認を行うものとする。

2 前項の承認を受けた事業主体は、別紙様式第1号により助成金の交付申請を行うものとし、協会はその内容を審査の上、適当と認められるときは別紙様式第2号により予算の範囲内で助成金の交付決定を行うものとする。

3 事業主体は、前項の助成金の交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、実施計画又は助成金の変更申請があった場合について準用する。

(助成金交付決定の際に付する条件)

第8条 協会は、前条の規定に基づき交付決定を行う場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、実施要綱、実施要領及びこの業務方法書によることとする。

(2) 前号に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために必要と認める条件。

(助成金の交付)

第9条 事業主体は、甘味資源作物増産緊急対策事業にあっては、当該年度のでん菜の作付面積がおおむね明らかとなったときは、別紙様式第3号の助成対象見込面積報告書を作成し、協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の報告を取りまとめ、実施要綱第6の1に掲げる事業計画に定めた支援水準について、当該年度の額を決定し、事業主体に通知するものとする。

- 3 事業主体は、助成金の支払の請求をしようとするときは、別紙様式第4号の助成金支払請求書を作成し、協会に提出するものとし、協会は、これに基づき支払を決定し、別紙様式第5号により通知するものとする。

#### (助成金の返還)

第10条 協会は、助成金の交付を受けた者が、以下のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した額を加算することができるものとする。

- (1) 交付決定後の事情の変更により、交付決定に係る事業の全部又は一部が遂行できなくなった場合
- (2) 第7条の規定により付された条件に違反した場合
- (3) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた場合

#### (事業実績の報告)

第11条 事業主体は、事業が完了したとき(甘味資源作物増産緊急対策事業にあつては、事業参加者に助成金の交付を完了したとき)は、別紙第6号様式の事業実績報告書に必要な書類を添付して速やかに、協会に報告するものとする。

- 2 協会は、事業主体から前項の報告書の提出があつた場合には、必要に応じて現地の確認を行い、当該事業が適切に行われたと判断した場合には、当該報告書に基づき別紙様式第7号により助成金の額を確定し、通知するものとする。
- 3 第7条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (証拠書類の保管)

第12条 協会は、必要に応じて、事業主体の経理内容を調査し、本事業の助成金の申請及び交付事務に係る関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

- 2 協会は、本事業の助成金の交付の基礎となった証拠書類を、当該事業に係る助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### (財産の処分制限)

第13条 協会は、事業主体に対して、「適正化法」第22条に準じて、本事業により取得した財産を

協会の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないよう指示しなければならない。

- 2 本事業により取得した財産のうち、第1項の規定の対象となるものは、「施行令」第13条第4号の規定に準じ、1件当たりの取得価格が50万円以上のものと定めるものとする。
- 3 第2項の財産の処分を制限する期間は、助成金の交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)に準じることとする。
- 4 事業主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。
- 5 第4項に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に準じて行うこととし、協会は、必要に応じて生産局長等へ処分に当たっての意見を求めることができるものとする。
- 6 協会は、事業主体が第4項の承認を得て第2項の財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を協会に納付させることがあるものとする。

(事業の終了)

第13条 協会は、国の事業が終了した場合には、本事業を終了するものとする。

附則

この業務方法書は、実施要綱第5の6の(3)の規定により生産局長の承認を受けた日から施行する。

(別紙様式第1号)

平成24年度てん菜振興基金に係る  
甘味資源作物増産緊急対策事業  
助成金交付申請書  
国内産糖経営体質強化対策事業

番 号  
平成 年 月 日

社団法人北海道てん菜協会会長 様

住所  
事業実施主体名  
代表者名

下記のとおり事業を実施したいので、てん菜振興基金に係る業務方法書(平成 年 月 日社団法人北海道てん菜協会制定)第7条の規程に基づき、助成金 円の交付を申請します。

記

1. 事業の目的  
(事業実施計画書から転記)

2. 事業の内容

地区名	対象作物名	受 益		事業内容	事業費	備考
		戸 数	面 積			
○ ○	てん菜	戸	ha	褐斑病の防除	円	

注;事業内容の欄は、国内産糖経営体質強化対策事業にあつては、「整備する施設」の内容を記入するものとする。

### 3. 経費の配分

事業名	事業に要する(又は事業に要した)経費	助成金等の額	備考
	円	円	
・甘味資源作物増産緊急対策事業 (又は国内産糖経営体質強化対策事業)			
合計			

### 4. 収支予算額

#### (1) 収入の部

区分	平成24年度	備考
	円	
1 助成金		
2 その他		
合計		

#### (2) 支出の部

区分	平成24年度	備考
	円	
・甘味資源作物増産緊急対策事業 (又は国内産糖経営体質強化対策事業)		
合計		

### 5. 助成金の振込先

払込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
預金の名義	

(別紙様式第2号)

平成24年度てん菜振興基金に係る  
甘味資源作物増産緊急対策事業  
助成金の交付決定について  
国内産糖経営体質強化対策事業

25てん協第 号  
平成 年 月 日

(事業実施主体) 様

社団法人北海道てん菜協会  
会長 長谷川 幸男

平成25年 月 日付け第 号で申請のあった平成24年度てん菜振興基金に係る甘味資源作物増産緊急対策事業(又は国内産糖経営体質強化対策事業)助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)に基づき、下記のとおり助成金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業は、交付申請書に記載のとおりとします。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の交付決定額は、次のとおりとします。  
ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の交付決定額	金	円
- 3 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。)、甘味資源作物等生産振興緊急対策事業実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2827号農林水産省生産局長通知。)及びてん菜振興基金に係る業務方法書(平成25年 月 日社団法人北海道てん菜協会制定)によるものとします。
- 4 事業実施に関する関係書類を、助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとします。

(別紙様式第3号)

平成24年度甘味資源作物増産緊急対策事業  
助成対象見込面積報告書

番 号  
平成 年 月 日

社団法人北海道てん菜協会会長 様

住所  
事業実施主体名  
代表者名

平成 年 月 日付け25てん協第 号で助成金の交付決定あった24年度甘味資源作物増産緊急対策事業助成金に係る助成対象見込面積を次のとおり報告します。

記

地区名	対象作物名	作付農家戸数 (戸)	作付面積 (a)		備考
				うち助成対象見込面積 (a)	
○ ○	てん菜				



(別紙様式第4号)

平成24年度てん菜振興基金に係る  
甘味資源作物増産緊急対策事業  
助成金支払請求書  
国内産糖経営体質強化対策事業

番 号  
平成 年 月 日

社団法人北海道てん菜協会会長 様

事業主体名  
代表者名

平成 年 月 日付け25てん協第 号で交付決定のあった、平成24年度てん菜振興基金に係る甘味資源作物増産緊急対策事業(又は国内産糖経営体質強化対策事業)助成金について、てん菜振興基金に係る業務方法書(平成 年 月 日社団法人北海道てん菜協制定)第9条の2の規程に基づき、次のとおり請求します。

記

- 1 支払請求額 金 円  
2 事業実施状況

地区名	対象作物名	受益		事業内容	事業費	備考
		戸数	面積			
〇〇	てん菜	戸	ha	褐斑病の防除	円	

注;事業内容の欄は、国内産糖経営体質強化対策事業にあつては、「整備する施設」の内容を記入するものとする。

(別紙様式第5号)

平成24年度てん菜振興基金に係る  
甘味資源作物増産緊急対策事業  
助成金支払通知書  
国内産糖経営体質強化対策事業

25てん協第 号  
平成 年 月 日

(事業実施主体) 様

社団法人北海道てん菜協会  
会長 長谷川 幸男

平成 年 月 日付け で提出あった、平成24年度てん菜振興基金に係る甘味資源作物増産緊急対策事業(又は国内産糖経営体質強化対策事業)助成金支払請求書に基づき、次のとおり支払うこととしたので通知します。

助成金支払額 金 記 円

(別紙様式第6号)

平成24年度てん菜振興基金に係る  
甘味資源作物増産緊急対策事業  
実績報告書  
国内産糖経営体質強化対策事業

番 号  
平成 年 月 日

社団法人北海道てん菜協会会長 様

住所  
事業実施主体名  
代表者名

下記のとおり事業を実施したので、てん菜振興基金に係る業務方法書(平成 年 月 日社団法人北海道てん菜協会制定)第11条の規定に基づき、報告します。

記

1. 事業の目的  
(事業実施計画書から転記)

2. 事業の実績

地区名	対象作物名	受 益		事業内容	事業費	備 考
		戸 数	面 積			
○ ○	てん菜	戸	ha	褐斑病の防除	円	

注;事業内容の欄は、国内産糖経営体質強化対策事業にあつては、「整備する施設」の内容を記入するものとする。

### 3. 経費の配分

事業名	事業に要した経費	助成金等の額	備考
・甘味資源作物増産緊急対策事業 (又は国内産糖経営体質強化対策事業)	円	円	
合計			

### 4. 収支精算額

#### (1) 収入の部

区分	平成24年度	備考
1 助成金 2 その他	円	
合計		

#### (2) 支出の部

区分	平成24年度	備考
・甘味資源作物増産緊急対策事業 (又は国内産糖経営体質強化対策事業)	円	
合計		

### 5 添付書類

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱第7の1に基づく事業実施状況に係る書類

(別紙様式第7号)

平成24年度てん菜振興基金に係る  
甘味資源作物増産緊急対策事業  
助成金の額の確定について  
国内産糖経営体質強化対策事業

25てん協第 号  
平成 年 月 日

(事業実施主体) 様

社団法人北海道てん菜協会  
会長 長谷川 幸男

平成 年 月 日付け で提出あった、平成24年度てん菜振興基金に係る甘味資源作物増産緊急対策事業(又は国内産糖経営体質強化対策事業)実績報告書を審査の結果、平成25年 月 日付け25てん協第 号により交付決定した平成24年度てん菜振興基金に係る甘味資源作物増産緊急対策事業(又は国内産糖経営体質強化対策事業)助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

助成事業に要した経費	金	円
助成金の額の確定額	金	円